

令和8年5月
警 察 庁

「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和8年3月13日から同年4月11日までの間、「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集を行った結果、16件の御意見を頂きました。

「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第162号）
- (2) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和8年国家公安委員会規則第8号）
- (3) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和8年国家公安委員会規則第8号）第四条第二項第四号の規定に基づき、書類を指定する件（令和8年国家公安委員会告示第23号）

2 命令等の案を公示した日

令和8年3月13日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の命令案等の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 16件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム 16件

電子メール 0件

郵 送 0件

「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令案」関係

本政令案に関して、

- 改正後の政令案第2条第4号に、「前三号に掲げる者に準ずる者として国家公安委員会規則で定める者」と規定されているものの、2に掲げる国家公安委員会規則において、当該者が定められていない。本案のように政令で定めるのであれば、当該国家公安委員会規則において、この点の規定を設けるべきではないか

といった御意見等がありました。

本政令案では、第2条第1号から第3号までにおいて定められている独立行政法人等に準ずるものを国家公安委員会規則に委任する旨の規定を同条第4号に設けておりますが、現時点において、国家公安委員会規則に規定する必要があるものはないため、本政令案については原案のとおり定めることとしております。

今後、情勢の変化等があった場合には、当該準ずる者を国家公安委員会規則で定めることといたします。

2 「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則案」関係

本規則案に関して、

- 本人確認の方法について、ICチップを内蔵した身分証を読み取ることを原則としてはどうか

といった御意見等がありました。

本規則案では、ICチップ付きの本人確認書類を保有していない相手方の買受けにおける本人確認方法を確保する必要性等を考慮し、ICチップ付き本人確認書類の読み取りを原則とはいたしておりません。

また、

- 本人確認書類として、マイナンバーカード等を活用した方法は利便性の

向上に資するものだと考えるが、現場における設備面等の対応状況を踏まえ、代替手段等の確保を求める
といった御意見等がありました。

本規則案では、特定金属くず買受け業を営む者にとって過度な負担とならないよう、相手方の写真付き本人確認書類（運転免許証等）の提示を受ける方法等様々な本人確認の方法を定めています。

本人確認は、本人確認書類の偽変造によるなりすまし等のリスクが低い方法により行うことが重要であることから、法の全面施行後における本人確認の実態等を踏まえつつ、その見直しの必要性が生じた場合には、適切に検討してまいります。

3 「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和8年国家公安委員会規則第8号）第四条第二項第四号の規定に基づき、書類を指定する件」関係

本告示案に対する御意見はありませんでした。

4 その他

本政令案等に対する直接の御意見ではありませんが、

- 法の適正な運用に関する御意見
- 現金による特定金属の買取りは禁止するべきであるといった御意見

等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

なお、意見公募手続を実施した案に、表記の適正化のため、所要の技術的修正を行いました。